

敦賀商工会議所青年部

規約・諸規定

(1) 規 約

(2) 委員会設置規定

(3) 運 營 規 定

(4) 資 格 規 定

(5) 旅費交通費規定

(6) 慶弔金規定

敦賀商工会議所青年部 規約

(目 的)

第1条 敦賀商工会議所部会活動に則り、敦賀商工会議所青年部（以下青年部という）を置き、企業後継者としての幅広い経営研究と知識の吸収に務め、部会活動を通じて地域経済の発展、振興に寄与するとともに、会員相互の親睦を目的とする。

(組 織)

第2条 青年部の会員は敦賀商工会議所会員事業所が母体であり、その事業を営む経営者もしくは後継者で、原則として、満20歳以上、満45歳未満の青年でもって組織する。

(事務局)

第3条 青年部の事務局は、敦賀商工会議所内におく。

(事 業)

第4条 青年部は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 企業後継者としての研究と、幅広い知識を吸収するための研修会、講演会、講習会の開催
- (2) 経営情報の交換、先進地の見学等、情報収集に関する事業
- (3) 商工会議所並びに会議所の小規模企業振興委員との連絡を密にし、商工業の経営改善への努力
- (4) 日本商工会議所青年部組織が進める運動、事業への参加、協力に関する事業
- (5) 商工業の発展向上を図るための意見具申に関する事業
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第5条1. 青年部には次の役員を置く。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 直前会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 3名以内 |
| (4) 専務理事 | 1名 |
| (5) 理事 | 25名以内 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 適宜必要と認められる役員 | 若干名 |

2. 役員は、地区、部会の実情を考慮し、会員の中より役員会において選出する。

また、役員は総会の承認を得て会長が委嘱する。

3. 会長は、副会長の中より選出する。

但し、会員より立候補がある場合はこれを妨げず、候補者多数の場合は、選挙またはそれに相当する公正な方法により選出する。

4. 会長は、本会を代表し、本会の運営を統理する。
5. 直前会長は、本会の事業遂行に必要な重要事項について会長の諮問に応じる。
6. 副会長は、会長を補佐し、事業の推進に努める。会長に事故あるときは、その職務を代行する。
7. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会務を統括する。
8. 理事は、会長、副会長および専務理事を補佐し、会務を処理する。
9. 監事は、本会の会務および経理を監査し、その監査の結果を定時総会に報告する。
10. 会長は、敦賀商工会議所の議員総会および常議員会に各々の議長の求めに応じて出席し、その席上、議長の指名により当部に関する意見を述べるができる。
11. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は役員会の決議により補欠選任する。
12. 本青年部会に相談役および参与を若干名置くことができる。相談役および参与は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(総会)

- 第6条1. 青年部の総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、会長が召集する。臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 総会は総会員数の過半数の出席(委任状可)がなければ議事を開き議決することはできない。
 3. 総会において次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、収支予算の設定、事業報告、収支決算報告
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 規約・諸規定の改正
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

- 第7条1. 青年部に役員会を置き、会長が召集する。
2. 役員会において、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出する事項
 - (2) 青年部の運営、事業に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(委員会)

- 第8条1. 青年部の円滑な事業運営を図るため委員会を設置する。
2. 委員会の組織運営は、委員会設置規定に定める。

(経費)

第9条 青年部の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 会費(事業運営費)
- (2) その他(寄付金・補助金等)

(事業年度)

第10条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(付 則)

第11条 この規則は、昭和54年6月7日より実施する。

(昭和55年5月16日改正)

(昭和56年5月25日改正)

(昭和58年5月26日改正)

(昭和61年5月 7日改正)

(昭和63年7月 7日改正)

(平成 3年9月28日改正)

(平成10年4月24日改正)

(平成12年1月28日改正)

(平成22年4月23日改正)

(平成24年1月25日改正)

(平成28年1月15日改正)

敦賀商工会議所青年部 委員会設置規定

(目 的)

第1条 本規定は、敦賀商工会議所青年部の円滑な運営と活発な事業を展開するために設置する委員会の組織運営等に関することを定める。

(種 類)

第2条 1. 委員会の種類はその年度の実情に応じて必要な委員会を置くことができる。
2. 委員会の設置については、役員会で決定する。

(業 務)

第3条 各委員会は、その年度の業務分担に従い本会の事業計画を遂行するものとする。

(組 織)

第4条 1. 各委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
2. 委員長は、会務を主宰し、その事業を完遂させるとともに本会運営のための基本的資料として委員会記録を作成しなければならない。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理し、委員会の円滑な運営にあたらなければならない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、月1回以上開催することを原則とする。

(所 属)

第6条 会員は必ず何れかの委員会に所属しなければならない。但し、原則として会長、副会長は委員会に属さないものとする。

(編 成)

第7条 委員会の編成は1年間とする。但し、継続事業の推進にあたって役員会がこれを認めた場合は、その事業完遂の時までその構成を維持することができる。

(補 則)

第8条 この規則は、定めるものの他必要な事項は役員会において別にこれを定める。

(付 則)

本規定は昭和58年6月21日より施行する。

(昭和61年5月 7日改正)

(昭和63年4月25日改正)

(昭和63年7月 7日改正)

(平成 3年4月19日改正)

(平成 8年4月19日改正)

(平成10年4月24日改正)

敦賀商工会議所青年部 運営規定

(目 的)

第1条 本運営規定は、敦賀商工会議所青年部（以下青年部と称する）の運営の円滑と総意の結集を容易ならしめる事を目的とする。

(入 会)

第2条1. 本青年部に入会希望するものは、入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に提出しなければならない。

2. 入会の可否については、「敦賀商工会議所青年部資格規定」（以下資格規定という）に基づき役員会で審議する。

3. 役員会は、正当な理由がないのにその入会を拒み、又その入会につき不当な条件を附してはならない

(会費の納入)

第3条 会員は別に定める「資格規定」に基づき、会費を所定の期日までに納入しなければならない。

(出席の義務)

第4条1. 会員は年間を通じて50%以上の出席の義務を負う。

2. 出席義務会合は総会、例会とし、その他の会合をもってこれにあてることができる。

(休 会)

第5条 やむを得ない事由により長期間出席できない時会員は、役員会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費はこれを免除しない。

(退 会)

第6条 本青年部を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第7条 本青年部の会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の決議により、これを除名することができる。

(1) 本青年部の秩序を乱す行為または趣旨に反する行為のあったとき

(2) 会費の納入義務を履行しないとき

(3) 出席義務を履行しないとき

(4) その他会員として適当でないと認められたとき

(付 則)

本規定は、昭和56年5月25日より施行する。

(平成 8年4月19日改正)

(平成10年4月24日改正)

敦賀商工会議所青年部 資格規定

(目 的)

第1条 本規定は、敦賀商工会議所青年部の入会に関し、厳正に審査することを目的とする。

(資 格)

第2条 入会に関しては規約に定める事項の他、次の各号に該当する資格を有するものとする。

- (1) 敦賀商工会議所の会員事業所の経営者・後継者・幹部社員で、その年齢は満20歳以上、満45歳未満の青年（男女）でなければならない。但し45歳を過ぎても、希望するものは特別会員として50歳まで在籍することができ、年会費は一般会員と同額とする。在籍延長は1年毎の更新とし、在籍者は在籍年度中にその旨を所定の申込書に記入の上、提出しなければならない。在籍年齢は、満50歳を限度とするが、当該年度の役員会で承認された者は、この限りでない。
- (2) 次の事項に該当するものは入会することができない。
 - ① 禁治産者又は、準禁治産者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 上記資格の証明のため必要に応じて、身分証明書、運転免許証、事業所代表者の証明の提出を求めることがある。

(会 費)

第2条 会費の納入期限については、次の通りとする。

- (1) 会費は会員1名 年間40,000円とする。但し、上期・下期に分けて徴収する。
- (2) 会費の納入期限は、当該年度の上期6月末日・下期12月末日とする。
- (3) また事業遂行上必要と定めたとき特別会費を徴収することとする。

(付 則)

本規定は、平成8年4月19日より実施する。

(平成18年1月28日改正)

敦賀商工会議所青年部 旅費交通費規定

第1条 (目的)

本規定は、敦賀商工会議所青年部（以下、「敦賀YEG」という。）の旅費交通費に関する事項を定め、旅費の合理的な運用を図るとともに、出張者の責任を明確にすることを目的とする。

第2条 (旅費交通費の定義)

本規定でいう旅費交通費とは以下のものをいう。

- ①車の燃料代
- ②有料道路代
- ③電車代（普通運賃に限る）
- ④役員会の承認を得て、会長及び監事が旅費交通費と認めたもの

第3条 (出張者)

本規定でいう出張者とは、以下のものをいう。

- ①会長
- ②副会長
- ③福井県商工会議所青年部連合会の役員
- ④福井県商工会議所青年部連合会の代議員
- ⑤未来ビジョン委員
- ⑥全国大会執行部
- ⑦全国大会実行委員
- ⑧役員会の承認で出張者と認めた会員

第4条 (適用範囲)

本規定は、出張者が次の会議等に出席する場合に適用する。

- ①日本商工会議所青年部 諸会議
- ②日本商工会議所青年部 全国大会
- ③日本商工会議所青年部 全国会長研修会
- ④日本商工会議所青年部 ブロック大会
- ⑤日本商工会議所青年部 ブロック会長会議
- ⑥福井県商工会議所青年部連合会に属する青年部との各種会議

2、出張者が敦賀YEGの各委員会以外の事業等であって、役員会の承認を得た事業等に出席する場合に適用する。

第5条（旅費交通費の支給額）

出張者が第4条第1項に定める会議等に参加する場合に支給する旅費交通費の額又は限度額（以下、「支給額等」という。）は、毎年度最初に行われる役員会で第4条第1項の各号ごとに定めるものとする。

- 2、第4条第2項で役員会で承認する場合は当該会議等に参加する場合に支給する旅費交通費の額も定めたいうで承認しなければならない。
- 3、出張者の諸般の事情を勘案し、本条第1項で定めた支給額等を超えて出張者に支給する必要があると認められる場合は、その年度に定めた旅費交通費予算額の範囲内であって、次の各号のすべてを満たすときに限り本条第1項で定めた支給額等を超えた額に変更することができる。
 - ①役員会の承認
 - ③会長の承認
 - ④監事の承認

第6条（旅費交通費の申請）

旅費交通費の支給を希望する出張者は、申請時の本規定に合意のうえ、役員会に申請書を提出して行う。

- 2、前項の申請書は、出張日が属する月の前月までに開催される役員会に提出しなければならない。
- 3、やむを得ない事情又は緊急の要請で出張の必要があるなどの理由により、前項に定める期間内に申請書を提出することができなかった出張者が、出張日後、最初に開催される役員会に、第8条の報告とともに本条第1項の申請書を提出し、承認を得たときは前項の期間内に提出があったものとみなす。

第7条（旅費交通費の請求及び清算）

旅費交通費の請求は、所定の様式に領収書の写し等を添付して提出して行う。

- 2、前項の請求は、帰任後の翌日から起算して1週間以内に行わなければならないものとし、1週間を超えて請求があった場合は、請求後最初におこなわれる役員会で承認を得たときに限りその請求を認める。

第8条（報告義務）

出張者は第3条で定める適用範囲の会議等から帰任後、最初におこなわれる役員会で報告する義務を負う。

第9条（私有車による出張）

出張者であり私有車による出張を行う者は、次の各号を厳守しなければならない。

- ①道路交通法その他交通安全に関する法令に従って運転を行う
 - ②自動車損害賠償責任保険のほか、自動車に関する任意保険の対人及び対物賠償責任の保険補償額を無制限とし、搭乗者傷害保険の補償額を1000万円以上としたものに加する
- 2、出張者又はオブザーブ参加会員がその私有車を運転して移動したときの車の燃料代は敦賀商工会議所の算出規定に従い支給する。

第10条（事故補償の免責）

出張者が出張中におこした事故について敦賀YEGは一切その責任を負わないものとする。

- 2、出張中における出張者が所有又は占有する車両、携行品、その他動産の破損、盗難等の事故に対して、敦賀YEGは一切その責任を負わないものとする。
- 3、前各項の事故等により敦賀YEGが損害を受けたときは、敦賀YEGは出張者であって当該事故の当事者（以下、「当事者」という。）にその損害の全額を請求し、その請求を受けた当事者はこれを負担する義務を負い、当事者が複数あるときはその当事者全員は連帯して負担する義務を負うものとする。

第11条（本規定の適用が困難な場合の措置）

旅費交通費の支給について、前条までの規定の適用が困難な場合は、役員会にてこれを決定する。

第12条（本規定の改正）

本規定において改正が必要な事項がある場合は、役員会の承認をもって改正する。

敦賀商工会議所青年部 慶弔金規定

1. 会員が結婚した場合 5,000円相当の記念品
2. (1) 会員が死亡した場合 10,000円又は花輪一對
(2) 会員の配偶者及び
両親・子が死亡した場合 5,000円又は花輪一對
3. (1) 会員が不慮の災害にあった場合 5,000円
(2) 会員が入院した場合 5,000円
4. その他会長が必要と認めた場合

(昭和61年5月 7日改正)

(平成10年4月24日改正)